

学校法人尚絅学園役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人尚絅学園寄附行為第7条に規定する役員（以下「役員」という。）が退任した場合の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 退職金は、役員が退任し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、寄附行為第10条の規定により解任されたとき（同条同項第2号の規定により解任されたときを除く。）は、理事会の決議により退職金を減額又は支給しないことがある。

2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの全額を控除し、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(退職金の額)

第3条 常勤役員に対して支給する退職金の額は、退任の日における役員報酬年額に12分の1の割合を乗じて得た額に在任年数を乗じて得た額とする。

2 非常勤役員に対して支給する退職金の額は、退任の日における役員報酬年額に第4条第2項に規定する在任期間数を乗じて得た額とする。

3 役員として10年以上在任した役員で功績が顕著な者に対しては、退職金を同条第1項の規定額に10%加算して支給する。

(在任年数等の計算)

第4条 在任年数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1年に満たない端数が生じた場合は、6月以上は1年に切り上げ、6月未満は切り捨てるものとする。

2 退職金の計算における在任期間は、2年を1期間とする。

(再任等の場合の取り扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命された場合、退職金の取り扱いについては、引き続き在任したものとみなす。

2 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、その任命の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 本規程第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当事主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との

親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときには、その人数により等分して支給する。

(端数処理)

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(協議事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則の制定)

第10条 理事長は、この規程の運用に関し必要ある場合は、細則を制定することができる。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、改正後の役員退職金支給規程は、平成20年10月1日から適用する。

2 学校法人役員退職金支給規程（学外役員）は、廃止する。